



日本国外から仙台市青葉区に転入する外国人の方へ 転入手続きをオンラインで事前予約できます

- ・予約できる手続 住民登録手続など(在留カード・国民健康保険・国民年金関係を含む)
- ・予約できる人 日本国外から仙台市青葉区に転入する外国人の方 ※代理人可
- ・予約できる期間 3月25日(火)~28日(金)、4月1日(火)~4日(金)
- ・予約できる時間 午前9:00 から 午後4:00 まで ※30分間隔で予約可能
- ・予約した日に行く場所 仙台市青葉区役所9階 特設窓口

ステップ1 — オンラインフォームから区役所に行く日時を事前予約



- ① 予約フォームにアクセス
- ② 同意事項にチェック
- ③ 予約日時を選択
- ④ 必要事項を入力
- ⑤ 予約完了(自動返信メール)

【仙台市】国外転入事前予約フォーム [City of Sendai] Advance reservation form for those moving from outside Japan to Aoba Ward

以下の予約対象事項を了承する場合、全てチェックしてください

- 転入者全員が外国籍であり、日本国籍ではない
- 日本国外から仙台市青葉区への転入であり、日本国内での転居等ではない
- 予約した日時に仙台市青葉区役所9階の会場へ行くことができる

予約申請書

姓

予約日*

予約月*

予約者氏名(日本語または英語)*

メールアドレス*

市県番号

URL: <https://sendai.form.kintoneapp.com/public/sendai-aoba-reserve>

日本に入学

ステップ2 — オンラインフォームから届出情報を事前入力

- ① マイページ※から入力フォームにアクセス
※ステップ1の完了画面または自動返信メールからアクセス
 - ② 同意事項にチェック
 - ③ 質問項目に回答
 - ④ 届出情報を入力(日本語または英語で入力)
 - ⑤ 事前入力完了(マイページ・自動返信メール)
- 予約をキャンセル・変更したい場合は裏面のFAQ参照

【仙台市】国外転入事前入力フォーム [City of Sendai] Pre-fill form for those moving from outside Japan to Aoba Ward

以下の個人情報の利用方法に同意する場合、チェックしてください

- このフォームに入力した個人情報を、仙台市が住民登録手続及び投票手続等に開き利用することに同意します

[事前予約内容 / Reservation details](#)

Q1 当日は誰が窓口に来ますか?

Q2 どの空港から日本に入国しましたか?

Q3 過去に日本に住居登録し、在留カードを所持したことはありますか?

Q4 仙台で一様に住む家賃はいくらですか?

Q5 日本で就労しますか? (アルバイトを除く)

仙台市青葉区へ転入

ステップ3 — 予約した日時に青葉区役所の特設窓口へ行き、手続きする

- ① 持ち物を確認する
 - 在留カードまたはパスポート(主要空港以外から入国した場合)
 - 続柄証明書とその翻訳(同居する家族がいる場合のみ任意で提出)
 - 委任状(代理人が手続きする場合)
- ② 青葉区役所の場所を確認する
- ③ 予約した日時に青葉区役所9階の特設窓口に行く
- ④ 転入手続き完了



Google マップ

→裏面にFAQ

Q1 オンラインフォームはどの言語に対応していますか？

A1 ブラウザの言語設定が日本語の場合は日本語、日本語以外の言語の場合は英語で表示されます。それ以外の言語でフォームを閲覧したい場合は、ブラウザの自動翻訳機能をご利用ください。
なお、入力には日本語または英語で行ってください。

Q2 必ず事前予約をしなければなりませんか？

A2 事前予約をしていない場合、日本人と同じ通常窓口(青葉区役所1階)を案内します。ただし、多くの待ち時間が発生する可能性があるため、対象となる外国人の方は、事前予約をおすすめします。

Q3 事前予約をしたら必ず事前入力しなければなりませんか？一部の項目がわかりません。

A3 事前予約をした方は、窓口に来る日時までに、必ず事前入力フォームの入力も完了させてください。ただし、カタカナ氏名など、一部入力方法がわからないところは空欄で構いません。

Q4 予約日時や入力内容を変更したいです。

A4 マイページから事前入力フォームにアクセスし、予約日時や入力内容を変更してください。

Q5 予約をキャンセルしたいです。

A5 以下のキャンセルフォームから、キャンセル登録をしてください。

URL: <https://sendai.form.kintoneapp.com/public/sendai-aoba-cancel>



Q6 区役所に行くのは本人でなければなりませんか？

A6 代理人でも手続き可能です。同一世帯ではない方が代理で来る場合は、委任状が必要です。

Q7 在留カードとパスポート、どちらを持っていけばいいのですか？

A7 次のとおりです。

- ・在留カード: 主要空港(成田・羽田・中部・関西・新千歳・広島・福岡)から入国した場合
- ・パスポート: 上記以外の空港(仙台など)から入国した場合

Q8 家族と一緒に仙台に住みますが、続柄証明書がありません。

A8 続柄証明書がない場合、家族は「縁故者」として住民登録されます。

Q9 手続きにお金はかかりますか？

A9 手続きは無料です。

Q10 青葉区以外の仙台市の区に転入する外国人でも手続きできますか？

A10 できません。

Q11 日本国内から仙台市青葉区に転入する外国人も手続きできますか？

A11 特設窓口ではできません。

Q12 手続きをしないとどうなりますか。

A12 日本の法令により、住所を定めてから 14 日以内に届出を行う必要があり、行わない場合は過料に処せられる場合があります。また、届出を行わないと、在留カードへの住所の印字や資格確認書の発行が行われず、金融機関などで手続きができない可能性があります。

Q13 学校関係者ですが、従来は職員が届出書を取りまとめ、委任状を持って区役所1階で手続きしていました。今回の特設窓口ではなく、従来と同様の対応をお願いすることは可能でしょうか。

A13 可能です。

Q14 上記 FAQ に掲載されていないことについて質問したいです。

A14 以下のメールアドレスに日本語または英語で質問してください。回答には時間がかかる場合があります。
す。 sim004015@city.sendai.jp